

#### IV. コーデックス委員会、その他の委員会から委託された事項

会議	各国の対応
第 30 回部会	<p>○トレーサビリティの取り扱いの検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食品表示部会として食品表示との関連を早急に議論すべき、(フランスを中心とする EU 諸国)、安全性の観点からトレーシングは重要であるが、一般原則部会、食品輸出入検査認証システム部会で議論すべき(米国、アルゼンチン、ブラジル等)と主張が対立。</li> <li>・正式議題として取り上げ、次回部会で検討することで合意した。</li> </ul>
第 31 回部会	<p>○栄養特殊用途部会が表示部会の要請に答え、“健康強調表示の科学的根拠に関する勧告案”の策定に着手することに同意したことが報告された。</p> <p>○アジア調整部会で“機能性食品”に関する FAO/WHO 専門家会議の開催が要請され、FAO/WHO も検討中であることが報告された。</p>
第 32 回部会	<p>○step 7 で保留されている規格案に関する助言</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第 28 回部会(2000 年)において、“fish core”を“fish content”に修正合意されたが、“fish content”の定義及び定量法について、更なる討議が必要として保留され、今回、「魚類・水産製品部会」及び「分析・サンプリング部会」の検討を経て再提出された。</li> <li>・南アフリカが、GMP 原則の適用が不透明であり、南アフリカ産の「たら」への適用に疑義を表明し、採択を保留したが、原案通り、step 8 採択を承認した。</li> </ul>
第 33 回部会	<p>○CCPFV</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食品、食品添加物における、“sweetener”の用語の使い方の整理を表示部会に依頼。</li> <li>・資料を作成し次回部会で検討すべきであるが、当面規格での記述用としては、“foodstuffs with sweetening properties”が適切な用語であるとして CCPFV に返すこととした。</li> <li>・食品添加物としての扱いに関しては、CCFAC で用語の見直しを行うことが決まっていることから、インドと韓国より要望のあった添加物での“artificial and / or synthetic sweetener”についての扱いの検討も含め、委ねることとした。</li> </ul>
第 34 回部会	<p>○分類名キャリアー、包装用ガスの表示上の扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・CCFAC からの依頼事項で、分類名と国際番号システムの改定で、包装食品表示一般規格 4.2.3 項に新規追加を予定しているキャリアーと包装用ガスの表示上の見解を求められた。</li> <li>・CCFAC にて添加物か否かの見解を出すべき事項として差し戻し、次回部会で再度検討することとした。</li> </ul> <p>○FAO/WHO からの付託事項：食事、運動及び健康に関する世界的な戦略の実施について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通常の WHO ベースでの取り組みに加え、コーデックスでの取り組みを要請。第 28 回総会に討議文書を提出し、表示部会と栄養・特殊用途食品部会が関連深い部会であることを強調した。WHO は FAO とも協力、関連するステークホルダーの意見も取り入れ詳細内容を策定、次回の第 29 回総会で具体的行動を要請することを表明した。</li> <li>・WHO/FAO は次回総会にて世界戦略の e-Forum の結果を報告、世界戦略実施上の今後の作業分野での提案を含む文書の策定を進めることに関して、総会の同意を求める予定であることを表明した。</li> <li>・本部会では、各国とも総論としては賛成で積極的に取り組むべきという意見であった。</li> </ul>
第 35 回部会	<p>○FAO/WHO からの付託事項：食事、運動及び健康に関する世界的な戦略の実施について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・カナダが WG による作業を提案、以下の作業内容が合意された。</li> <li>①栄養表示ガイドライン及び包装食品の表示一般規格において、WHO 世界戦略の観点から、改定の必要性と表示項目を検討する</li> <li>②今会議において討議された内容に基づき、1.2：栄養表示の義務化、1.3：必須栄養成分の拡大、1.4：栄養表示の形式、3.1：量的原材料表示の諸問題について検討する</li> <li>③以上から、CCFL として取り組むべき作業を見極め、提案する</li> </ul>
第 36 回部会	<p>○FAO/WHO からの付託事項：食事、運動及び健康に関する世界的な戦略の実施について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・WHO によって策定された本戦略の実施に関し、CCFL に対して栄養表示関係の事項についての検討が求められている。部会では、本部会に先立ち開催された作業部会の結果が支持されるとともに、以下の事項が合意された。</li> <li>①1.2 栄養強調表示の義務化、1.3 栄養成分リストの拡大栄養表示ガイドラインのセクション 3.1 及び 3.2 の改訂を新規作業とすることを総会に提案し、電子 WG を立ち</li> </ul>

	<p>上げ、まず、WHO の戦略に基づく栄養素成分リストの拡大を検討し、義務化するための問題点等を把握する討議文書を作成することが合意された。</p> <p>②1.4 読みやすさの強化に向けた栄養表示方法の追加的基準表示の読みやすさに関する規準及び原則を策定することを新規作業として総会に提案し、電子 WG で検討することが合意された。</p> <p>③1.5 非感染性疾患のリスクと関係する栄養素の栄養所要量 (Nutrition Reference Value, NRV) 策定新規作業の提案は行わないこととされた。</p> <p>④3.1 量的表示 WHO 戦略の実施にあたって修正されるべき食品表示に関するコーデックス規格の検討や CCFL によって行われるべき作業を特定する等の目的で、電子 WG で討議資料を作成することが合意された。</p> <p>・次回 CCFL の直前に、①栄養成分リストの拡大や表示の義務化に関する問題点、②栄養表示の読みやすさに関する基準又は原則の策定、③WHO 戦略との関係で検討すべきコーデックスの表示規定を検討するため作業部会が開催されることとなった。</p>
第 37 回部会	<p>○FAO/WHO からの付託事項：食事、運動及び健康に関する世界的な戦略の実施について</p> <p>a) 任意又は義務的に常に表示される栄養成分リストに関する栄養表示ガイドライン改訂案 (ステップ 3)</p> <p>・ ①公衆衛生上の重要性、②消費者が健康に資する食品を選択できるような情報提供に資するかどうか、③実行可能性が、栄養成分リストに加えるかどうかの判断のクライテリアとして合意された。個別の栄養素の議論は以下の通り。</p> <p>【たんぱく質、糖質及び脂質】</p> <p>・リストに残すことで合意</p> <p>【飽和脂肪酸】</p> <p>・リストに追加することで合意</p> <p>【トランス脂肪酸】</p> <p>・合意が得られず、2009 年 5 月に出版予定のヨーロッパ臨床栄養学会雑誌の WHO の論文を見て各国がコメントし、今後の議論を待つこととなった。</p> <p>【ナトリウム (食塩)】</p> <p>・リストに加えることで概ね合意を得たが、食塩と表記すべきかナトリウムと表記すべきかで意見が分かれた。</p> <p>・記載方法についてはニュージーランドを議長国とした電子作業部会で議論し、第 38 回 CCFL に提案することとした。</p> <p>【糖類/添加した糖類】</p> <p>・合意が得られなかった</p> <p>【食物繊維】</p> <p>・合意が得られなかった</p> <p>【コレステロール】</p> <p>・リストに加えないことで合意</p> <p>b) 義務的栄養表示に関する討議文書</p> <p>・引き続き豪が電子作業部会の議長を務め、討議文書を改訂することとされた。</p> <p>c) 栄養表示の読みやすさについての基準・原則原案 (ステップ 3)</p> <p>・“readability”を標題から削除すること、数値で表示する場合の数字の丸め方は各国で決めるべき、については合意。</p> <p>・様式、最小フォントサイズ、除外規定については合意せず。</p> <p>・原案をステップ 3 とし、各国のコメントを求め、次回議論する。</p> <p>d) 食事、運動及び健康に関する WHO の世界的な戦略で特定された食品原材料を取り扱う表示規定に関する討議文書</p> <p>・WHO の世界戦略にリストアップされた食品原材料 (果物、野菜、豆類、全粒穀類、木の実、遊離糖類、食塩 (ナトリウム)) に限って引き続き電子作業部会 (ノルウェー、カナダ議長) で議論し、次回討議文書で議論することで合意。</p>

第IV. 検討議題の作業状況

事 項		経 過	
コーデックス規格案における表示事項の検討	みその地域標準の提案	Step 5/8	第 37 回部会で合意 第 32 回総会に諮る
	さご粉の地域標準の提案	Step 5	第 37 回部会で合意 第 32 回総会に諮る
	ジャム、ジェリーとマーマレードのコーデックス規格案	Step 8	第 37 回部会で合意 第 32 回総会に諮る
	特定の缶詰のコーデックス規格案	Step 8	第 37 回部会で合意 第 32 回総会に諮る
FAO/WHO からの付託事項：食事、運動及び健康に関する世界的な戦略の実施について	任意又は義務的に常に表示される栄養成分リストに関する栄養表示ガイドライン改訂案	Step 3	第 37 回部会で合意
	栄養表示の読みやすさについての基準・原則原案	Step 3	第 37 回部会で合意
有機食品の生産、加工、表示及び流通に関するガイドライン	クライテリアの改訂	step 8	第 31 回部会で合意 第 26 回総会に諮る
	付属書 2 の改定案：表 1、表 2	step 8	第 32 回部会で合意 第 27 回総会に諮る
	付属書 2 の改定案：表 4	作業中止	第 33 回部会で合意
	付属書 2 の改定案：表 3（合意を得られた物質のみ）	step 8	第 34 回部会で合意 第 29 回総会に諮る
	付属書 2 への資材追加の手順に関する検討（資材評価方法の検討）	作業中止	第 34 回部会で合意
	エチレンの追加	新規作業提案	第 34 回部会で合意 第 29 回総会に諮る
	付属書 2 の改訂案：表 1（チリ硝石）	作業中止	第 35 回部会で合意
	エチレンの追加（キウイフルーツとバナナ）	Step 6	第 37 回部会 step 6 に差し戻し
	付属文書 2 からのロテノンの削除	Step 5	第 37 回部会で合意
遺伝子組み換え／遺伝子操作技術由来食品及び原材料の表示	包装食品の表示に関する一般規格の修正案（遺伝子組み換え／遺伝子操作技術由来食品の表示に関する勧告案）：定義	step 7	第 37 回部会
	遺伝子組み換え／遺伝子操作技術由来食品及び原材料の表示に関するガイドライン原案：表示規定	Step 3	第 37 回部会 Step 3 に差し戻し
包装食品の表示に関する一般規格の修正原案：原材料の量に関する表示	step 7	第 36 回部会	
誤認させる食品表示に関する討議資料	作業保留	第 32 回部会で合意	
栄養及び健康強調表示に関連する広告の定義原案	step 7	第 36 回部会	
規格化された食品の一般名称の他の食品への使用に関する討議資料	—	第 36 回部会	
包装食品の表示に関する一般規格（クラスネーム）の修正案	step 8	第 31 回部会で合意 第 26 回総会に諮る	
栄養表示のガイドライン（栄養素リスト）に関する修正素案	step 8	第 31 回部会で合意 第 26 回総会に諮る	
健康強調表示の使用に関する勧告案	step 8	第 31 回部会で合意 第 26 回総会に諮る	

健康と栄養強調表示の使用に関するガイドライン案	step 8	第 32 回部会で合意 第 26 回総会に諮る
原産国表示に関する検討	作業中止	第 33 回部会で合意
表示とトレーサビリティ/プロダクト・トレーシングに関する検討	作業中止	第 32 回会議で合意
広告に関する討議資料	新規作業提案	第 34 回部会で合意 第 29 回総会に諮る
トランス脂肪酸の定義に関する検討	新規作業提案	第 33 回部会で合意 第 28 回総会に諮る
トランス脂肪酸の定義原案	step 5	第 34 回部会で合意 第 29 回総会に諮る

## VI. 検討議題の概要

### ◆現在検討中の議題

#### (1) コーデックス規格案における表示事項の検討

主な検討内容	各国の対応
	第 30 回会議 (H14 ; 2002 年) ・ココア・チョコレート製品規格の表示基準を step8へ
・生鮮果実野菜部会、加工果実野菜部会、油脂部会、魚類水産食品部会、乳・乳製品部会、添加物・汚染物質部会の各部会からエンドースを求められた表示条項について審議	第 31 回会議 (H15 ; 2003 年) ＜乳・乳製品部会＞ ・“熱処理をした発酵乳”の表示につき、スペイン等から“熱処理ヨーグルト”という表現も認めるべきとの提案がなされた。 ・部会として最終原案をエンドースしたが、この決定に対しボリビアは異議を表明した。 ＜添加物・汚染物質部会＞ ・“照射食品の一般規格改定案”の“照射の確認”の条項は“表示”の条項には含めないことと修正しエンドースした。
・魚類・水産製品部会、果物・野菜ジュースに関するタスクフォース、油脂部会、栄養・特殊用途食品部会の表示条項について審議	第 32 回会議 (H16 ; 2004 年) ＜魚類・水産製品部会＞ ・同表示規則について原案通り承認、「慣習」の解釈について、同部会にて国内法との関わり及び同用語の是非について検討することを付託。 ＜果物・野菜ジュースに関するタスクフォース＞ ・果汁及びネクター、特に濃縮、水抽出、ピューレ、ネクター及びそれらの混合物、還元タイプに関する表示規則については合意が得られず、同タスクフォースで更なる討議が必要とし、その他について承認。 ＜油脂部会＞ ・同表示規則の内、乳脂肪含有量に関し、一部修正し承認。 ＜栄養・特殊用途食品部会＞ ・同表示規則、第 5.4 項及び第 5.5 項については、同部会で再検討、その他の部分について承認。 ・同表示規則、第 6.1.3、9.1.5、9.1.6、9.2.1、9.3 及び 9.6.6 項については、同部会で再検討、その他の部分について承認。 ・同表示規則、第 8.1.1、8.3.1、8.4 及び 8.6.3 については、同部会で再検討、その他の部分について承認。
・CCMMP、CXFVJ、CCPL、CCFFV の表示条項について審議	第 33 回会議 (H17 ; 2005 年) ＜CCMMP＞ ・①ブレンドスキムミルク規格 (3種)、②チーズ規格 (3種) について検討、7.2 項について再度 CCMMP での検討を要請し、その他の部分はエンドース

	<p>した。</p> <p>&lt;CXFVJ&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・フルーツジュースとネクターの一般規格の表示事項について原案通り承認。</li> </ul> <p>&lt;CCPL&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・インスタントヌードルの表示事項が承認。</li> </ul> <p>&lt;CCFFV&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・トマト、ブドウ、ランブータンの表示事項で原案が承認。</li> </ul>
・乳・乳製品部会の表示事項について審議	<p>第 34 回会議 (H18 ; 2006 年)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・チーズ 16 種の規格の表示事項について、エンドースしないこととした。</li> </ul>
	<p>第 35 回会議 (H19 ; 2007 年)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議事録なし</li> </ul> <p>第 36 回会議 (H20 ; 2008 年)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議事録なし</li> </ul>
・アジア地域調整部会からの提案	<p>第 37 回会議 (H21 ; 2009 年)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・みその規格 (step5/8)、さご椰子粉の規格 (step5)</li> <li>・いずれについても提案通り承認された。</li> </ul>
・加工果実・野菜部会からの提案	<p>第 37 回会議 (H21 ; 2009 年)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ジャム・ゼリー・マーマレードの規格 (step8)</li> <li>・野菜缶詰の規格 (step8)、野菜缶詰の種類毎に特有の付属文書原案 (step5/8)</li> <li>・いずれについても提案通り承認された。</li> </ul>

## (2) 有機食品の生産、加工、表示及び流通に関するガイドライン

主な検討内容	各国の対応
<ul style="list-style-type: none"> <li>・付属書 2 に関し、技術の進展等による基準や使用許可物質の見直し</li> </ul>	<p>第 30 回会議 (H14 ; 2002 年)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・WG が修正したクライテリアにより、環境保全や環境保護の観点から趣旨の改正を行い、この基準に基づき利用可能な個別資材について再検討を行うため、さらに各国のコメントを求めることになった。</li> </ul> <p>&lt;基準案の主な改正点&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①資材の使用における環境への悪影響だけでなく、製造と廃棄における環境への悪影響も考慮する</li> <li>②当該資材の使用が、「土壌生物や土壌の物理性特性」に対する悪影響のみでなく、「土壌生態系のバランス、水質、大気」に対する悪影響も考慮する</li> </ol> <p>第 31 回会議 (H15 ; 2003 年)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事前に行われた WG での検討結果が報告され、若干の論議の後承認された。</li> <li>・a)クライテリアの改定については、step 8 に進めることとした。</li> <li>・b)許容物質の更新については、step 5 に進めることとした。</li> </ul> <p>第 32 回会議 (H16 ; 2004 年)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・部会開催に先立ち、WG が開催された。</li> <li>・付属書 2 の表 1 (肥料・土壌改良資材) 及び表 2 (農薬・防疫薬剤) については、若干の修正を行い、step 8 として総会に諮ることが合意された。</li> <li>・チリより要請が出ているチリ硝石については、多数の反対があったが、議論の余地があることが指摘され、新しいデータ等を基に step 3 で検討することが合意された。</li> <li>・我が国がコメントを提出している表 3 (食品添加物) 及び表 4 (加工助剤) については、食品添加物の一般規格を参考に表 3 及び表 4 を統合した様式に変更するため、step 6 に戻し、記載事項も含めて電子 WG で検討することが合意された。</li> <li>・有機食品の生産、加工、表示及び流通に関するガイドラインの改定を新規作業として、総会に諮ることが合意された。</li> </ul> <p>第 33 回会議 (H17 ; 2005 年)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・付属書 2 の表 3 は step6 のまま WG でリドラフトし次回再検討</li> <li>・付属書 2 の表 4 は作業とりやめ</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・付属書 2 の表 1 “チリ硝石” は step3 のまま次回再検討</li> <li>・付属書への資材追加方法の検討は次回 34 回会議の WG で検討</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・付属書 2 に関し、食品添加物・汚染物質部会での作業の反映及び使用許可資材の評価のための手順書作成</li> </ul>	<p>第 34 回会議 (H18 ; 2006 年)</p> <p>&lt;我が国の方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・我が国としては、我が国としては、<u>食品添加物リストの改訂が GSFA の改訂を反映したものになるよう、また資材追加についてはガイドライン第 5 章で示されている資材追加の基準と整合性の取れたものとなるよう対応したい。</u></li> <li>・付属書 2 の表 3 について、合意を得られた物質のみ step8 へ進め、[] のついたものは step6 のまま次回検討。</li> <li>・付属書 2 の表 1 のチリ硝石については、step3 のまま次回検討。大勢は削除の意見であり、日本も削除すべきとの意見を表明した。</li> <li>・付属書への資材追加方法については、WG で合意が得られなかったことから、新規に資材評価方法の検討は中止、進め方について 4 項目の勧告をまとめるに留めた。</li> <li>・新規作業としてニュージーランドよりエチレンのキウイフルーツと熱帯果実に対する追熟目的での使用につき提案があり、新規作業として採択するため第 29 回総会に付託することとなった。</li> <li>・我が国からは、農薬であるロテノンについて、魚毒性や水環境への影響があることから有機生産の原則に合わないとして削除を提案したが、悪影響の科学的根拠が不十分として取り上げられなかった。データを整え、再度検討することとなった。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・付属書 2 に関し、食品添加物部会での作業（コーデックス食品添加物一般規格（GSFA）の改訂）の反映による使用可能な食品添加物リストの改訂</li> <li>・肥料としてのチリ硝石の追加</li> <li>・キウイフルーツ等の追熟目的のエチレンの追加</li> <li>・魚毒性の高いロテノンの「使用可能な農薬リスト」からの削除</li> </ul>	<p>第 35 回会議 (H19 ; 2007 年)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・付属書 2 の表 3 のうち、既に合意されていた物質及び新たに合意された物質については step 8 に進め、その他残りの部分については step 6 へ戻し、次回に討議する。</li> <li>・付属書 2 の表 1 のチリ硝石については、部会として議論を打ち切ることを合意した。</li> <li>・使用許可資材としてエチレンを追加することについては、キウイフルーツとバナナの追熟に限って step 5 に進めることで合意された。</li> </ul> <p>第 36 回会議 (H20 ; 2008 年)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①キウイ及びバナナの収穫後の追熟のために、エチレンの使用を可能とする文言を「有機生産の原則」に追加する修正案       <ul style="list-style-type: none"> <li>・原案どおりキウイ及びバナナの追熟目的に限った使用については step 8 に進め第 31 回総会に提出されることとされた。</li> <li>・会議中に要望のあったその他の熱帯果実への適用については、科学的なデータを収集した後に再度検討 (step 6) することとされた。</li> </ul> </li> <li>②魚毒性の強いロテノン（デリス根に含まれる殺虫目的で使用する資材）を、使用可能な資材のリスト（注）から削除するか、または、使用に際しては水系に入らないよう限定することの注釈を追加する新規作業の提案（我が国提案）       <ul style="list-style-type: none"> <li>・ロテノンの削除及び注釈の追加の両論を併記する形で第 31 回総会に新規作業提案として提出されることとなった。</li> </ul> </li> </ol> <p>第 37 回会議 (H21 ; 2009 年)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①他の果実へのエチレンの追加       <ul style="list-style-type: none"> <li>・キウイフルーツとバナナ以外の果実へのエチレンの追加については、「有機食品の生産、加工、表示及び流通に関するガイドライン」セクション 5.1 のクライテリアに合致する科学的根拠が出てくるまで、step 6 に戻すことが合意された。</li> <li>・我が国も同様の立場で対応する</li> </ul> </li> <li>②ロテノンの削除       <ul style="list-style-type: none"> <li>・削除に賛成する国もあったものの、代替物が手に入らない国もあることから、仕様の際しては水系に入らないよう限定することの注釈を追加することで合意された。</li> </ul> </li> </ol>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・コーデックステキストの編集上の修正</li> </ul>	<p>第 37 回会議 (H21 ; 2009 年)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・セクション 8 を削除することで合意、セクション 8 に言及しているセクション</li> </ul>

## (3) 遺伝子組み換え／遺伝子操作技術由来食品及び原材料の表示

- a) 包装食品の表示に関する一般規格の修正案（遺伝子組み換え／遺伝子操作技術由来食品の表示に関する勧告案）：定義
- b) 遺伝子組み換え／遺伝子操作技術由来食品及び原材料の表示に関するガイドライン  
原案：表示規定

主な検討内容	各国の対応
<p>a) 定義</p> <p>b) 表示適用対象：3つの選択肢</p> <p>①製品の組成、栄養価、用途等が異なる場合のみに表示</p> <p>②①に加え遺伝子組み換え技術により得られたDNAまたはたんぱく質が存在する場合も表示</p> <p>③遺伝子組み換え技術で得られたDNA等が存在していない場合も表示(全ての場合について表示)</p> <p>・閾値水準(加工食品の混入率、意図せざる混入)</p>	<p>○本ガイドライン策定については、1993年以降議論してきている第30回会議(H14;2002年)</p> <p>a) ガイドラインの目的(用語の定義)について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・CTFBTとCartagena Protocolとの整合性の観点からは、Modern BioTechnologyとすべき(米、加、豪、アルゼンチン等)</li> <li>・消費者の分かりやすさの観点からは、Genetically modified / engineeredとすべき(EU、消費者団体等)</li> <li>・MBを基本としながらも、GM/GEを否定するものではない(日本)</li> <li>・「定義は定義であり、表示は各国がこれに縛られることなく選択可能」と脚注を追加することをスペインが提案</li> <li>・定義が4つ複雑に存在する構造(遺伝子組み換えにより得られた食品及び食品材料、有機体、GM/GE、MB)に疑問(米国)</li> <li>・意見の調整がつかず、定義と表示(用語)を別々とする調整案が出され、引き続きstep 6として、次回検討する。</li> </ul> <p>b) 適用の範囲(追加的義務表示)について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・米国の生産過程のみを根拠とした表示に反対し、遺伝子組み換えの結果として、食品の栄養素・構成が変化する場合に限定するべきとした。豪・加らがこれを支持。</li> <li>・EU諸国は、消費者の知る権利を根拠にすべての場合の表示を主張。</li> <li>・意見の調整がつかず、引き続きstep 3として、次回検討する。</li> </ul> <p>第31回会議(H15;2003年)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議長からWGの設置について提案があり、WGの是非が検討された、日本を含めた23カ国で構成されるWGが開催されることとなった。</li> </ul> <p>第32回会議(H16;2004年)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・同議題の取扱いに関するWGの報告(WGには日本を含め18カ国が参加)</li> <li>・製造方法による表示の有無の決定についてはガイドラインを2つに分割すべきとの意見と、製造方法による表示についても同時に議論を進めるべきとの意見の隔たりが大きく、合意に至らなかった。</li> <li>・製造方法による表示の有無の決定についてはガイドラインを2つに分割すべきとの意見(米、カナダ)</li> <li>・製造方法による表示についても同時に議論を進めるべきとの意見(EU諸国、日本)</li> <li>・再度WGを設置することが提案されたが、EUがWGの設置そのものに反対し、設置されないこととなった。</li> </ul> <p>第33回会議(H17;2005年)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・義務表示の対象について、以下の点が主要な論点となった。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①栄養素が著しく変化した場合などに限るべきという意見(米国、アルゼンチン、メキシコ、フィリピン、タイ)</li> <li>②栄養素などが著しく変化していなくとも、遺伝子組み換え技術で作られた農産物やそれを原材料として製造した食品も含めるべきという意見(EC諸国、途上国、我が国等)</li> </ul> </li> <li>・EC、カナダから、②をオプションとする対案が示されたものの、コンセン</li> </ul>

サスが得られなかったため、カナダ主宰の電子メールによるWGを作ってテキストの修正案を作成することとなり、step 3のまま留め置かれた。

#### 第 34 回会議 (H18 ; 2006 年)

##### <我が国の方針>

- ・我が国としては、「生産方法に係る任意表示」は企業の独自判断に委ねるのではなく、各国の判断により法令に基づき行うべきであることを引続き強調すると共に、コンセンサスに向けた努力をすべきであるとの立場で対応したい。
- ・何年にも亘り議論しているが合意が得られないとして、議長が作業の中止又は中断を提案した。米国、アルゼンチン他数カ国が賛同。
- ・ノルウェーが再度 WG を立ち上げて検討を継続することを提案し、EC、我が国を含め多くの国が支持し、最終的に作業を続ける合意が得られた。
- ・WG は、ノルウェー、アルゼンチン、ガーナの 3 カ国が共同議長となり、全ての加盟国と国際機関を対象として、ノルウェーで開催されることとなった。
- ・WG は、①各国の遺伝子組換え食品表示に係る取組の背景の検討、②各国の義務及び任意表示に係る基準、規制等の把握、③各国の義務及び任意表示の実施に係る経験の把握、④遺伝子組換え食品、特に表示方法に係る情報伝達方法の把握等を担うこととされたほか、これまで作業を行ってきた既存のドラフトのほかに、コーデックス委員会の枠組みの中で適用されるリスク分析の作業原則（特に、リスクマネジメントやリスクコミュニケーションに係る部分）等コーデックス関連文書や遺伝子組換え食品に係る 20 の疑問を扱った WHO の文書も考慮することとされた。

#### 第 35 回会議 (H19 ; 2007 年)

##### <我が国の方針>

- ・従来より、ガイドライン策定に関してコンセンサス形成を目指して努力すべきとの観点から対応してきたところであり、我が国の表示制度との整合性にも留意しつつ対応したい。
- ・また、第 33 回食品表示部会で提案された「消費者の健康や安全に関連する情報の義務表示」と「生産方法（遺伝子組換えを用いていること）に係る任意表示」の二つに分けることが議論の対象となった場合、「生産方法に係る任意表示」の内容が、各国の判断により表示を義務づけることができるという意味での「任意」であれば、受け入れる方向で対応したい。
- ・事前にノルウェーで開催された WG には、25 の国・機関が参加した。各国の遺伝子操作技術由来／遺伝子組換え食品の表示に対するアプローチが 7 タイプに分類され、今後の対応について 9 つの選択肢が同定された。
- ・部会では、米国、豪州、アルゼンチン、チリ他数カ国が策定の中止を主張したが、多くのアフリカ諸国が作業の継続を主張し、これを我が国や EC 他多くの国が支持したことから、最終的に継続することで合意が得られた。
- ・新たな特別 WG は、ノルウェーの WG で副議長を務めたガーナで開催されることとなった。
- ・遺伝子組換え食品の定義を step7、ガイドライン原案は step3 とすること、ガイドライン原案の策定作業期限は 4 年間とすることが合意された。

#### 第 36 回会議 (H20 ; 2008 年)

##### <我が国の方針>

- ・我が国としては、従来より、ガイドライン策定に関してコンセンサス形成を目指して努力すべきとの観点から対応してきたところであるが、コンセンサスが得られない場合は、先般のガーナ WG での議論を踏まえ、表示ガイドラインの有無ではなく、各国のアプローチが尊重されることが重要との立場で対応したい。
- ・事前に開催された WG では、既存のコーデックス規格等の GM/GE 食品の表示に関連しうる部分を基に GM/GE 食品表示についての文書（新ガイドライン案）を作成したが、タイトルや冒頭部分の書きぶりについての合意は得られなかった。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・この結果をふまえ、米国は、①各国が異なる法律、規則、社会的枠組みの下で異なるアプローチをとっており、これまで長い間議論を続けてきたが合意の見込みもないこと、②新ガイドライン案にある既存の文書の関連部分を抜粋した表について、これを各国で GM/GE 表示について検討する際の参考とできるため別途ガイドラインを作る必要性が薄いと見て、コーデックス文書の作成のための作業の中止を総会に提出することを提案し、アルゼンチン、メキシコ、カナダ等、多くの国や産業界側 NGO がこれを支持した。</li> <li>・これに対し、EC は、新ガイドライン案は 15 年間の議論の成果であり、従前のガイドライン原案と差し替えて議論を進めることを主張し、ノルウェー、マレーシア、ブラジル、ナイジェリア等多くの国がこれを支持した。我が国も、合意に向けた努力が必要であり、新ガイドライン策定に向けた作業を支持した。</li> <li>・新ガイドライン案を土台として作業を進めていくことに多くの支持があったことから、従前のガイドライン原案に代えて、これを基とした検討を進めていくことが合意されるとともに、新ガイドライン案のタイトルを、その性質に鑑み、「ガイドライン」ではなく「提言 (Recommendations)」とすることが合意された。</li> </ul> <p>第 37 回会議 (H20 ; 2009 年)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・20 年近い歳月を費やしながらもコンセンサスに至らないこと等から、本作業を終始すべきとする意見 (米国、アルゼンチン等) と、コーデックスの遺伝子組み換え/遺伝子操作技術由来食品の表示のガイダンスは必要であると見る意見 (EC、マリ等) に分かれた。</li> <li>・「勧告」原案は、冒頭部分のオプションを増やして step 3、「包装食品の表示に関するコーデックス一般規格」における定義については、step 7 のままとすることが確認された。</li> </ul>
--	--

(4) 包装食品の表示に関する一般規格の修正：原材料の量的表示

主な検討内容	各国の対応
<ul style="list-style-type: none"> <li>・全ての食品に、原材料の重要についてパーセントの明記の義務化について議論</li> </ul>	<p>第 30 回会議 (H14 ; 2002 年)          &lt;我が国の方針&gt;</p> <p>(1)量的原材料表示は、消費者にとって、特定の製品において特定の原材料の使用量の多少が製品の品質を判断し、特定の製品を選択する際の重要な情報である。(ただし、消費者が関心を有する対象製品は、食生活の形態が相違することから、各国によって異なる。)</p> <p>(2)製造業者にとっては、量的原材料表示の実施の対象範囲及びその方法によっては、多大な経済的負担が強られる可能性がある。(表示に要する新たな経済的負担は結果的に消費者に転嫁)</p> <p>(3)このため、量的原材料表示の対象を全ての食品とするのではなく、次の条件を満たす特定の食品及び原材料に限定して検討すべきである。</p> <p>①食品の特徴付けにとって必須のものであり、かつ、当該国の多くの消費者が当該原材料の使用量の多少が製品の品質を判断する上で重要であると考えているもの</p> <p>②①に該当する具体的な食品名、原材料名については、各国において規定以上のように限定された食品について、製品の品質を一定とするために使用原材料の配合割合が変わることがあり得るので、通常の製造過程における原材料の使用割合の変化と表示の整合性について議論を深める必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現行のコーデックスの一般規格により、消費者が必要とする情報が十分に伝達されている。量的原材料表示の実効性には疑問があるため、各国が任意で取り組むべきであり、コーデックスにおける検討は不要。(米国、カナダ、メキシコ、チリ、南アフリカ、スペイン、開発途上国 (インド、フィリピン等))</li> <li>・量的原材料表示は、消費者保護の観点から異議がある。WG を設けて検討す</li> </ul>

	<p>べき。(英国、ノルウェー、豪州、ニュージーランド、CI)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ step3 のまま、次回継続審議となった。</li> </ul> <p>第 31 回会議 (H15 ; 2003 年)</p> <p>テキスト(CX/FL03/11ANNEX1)に即して、総論及び各論について議論が一通り行われた 結果、今回テキストのように修正されることになった。</p> <p>(1) 総論</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不要とする立場…米国、カナダ、メキシコ、ケニア、韓国等</li> <li>・ 必要とする立場…EU諸国、ノルウェー、スイス、ブラジル、消費者団体等 [我が国が主張した点]</li> <li>・ 消費者にとって、特定の原材料の使用量の多少が製品の品質に影響を及ぼす場合には 重要な情報であるが、全ての食品に一律に適用するのは不適切との立場から、本課題の検討を行うべき。</li> </ul> <p>(2) 各論</p> <p>[我が国が主張した点]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 5.1.1(b)(d)を削除すべき</li> <li>・ 5.1.1(g)(h)の 2%については今後議論が必要で、括弧に入れるべき。</li> <li>・ 5.1.2 の表示方法を%単位で表示という点については、場合によっては 10%単位の表示もあり得るのではないかと。</li> <li>・ 原案の多くの部分を鍵括弧に置いて step 3 に留めることとした。</li> </ul> <p>第 32 回会議 (H16 ; 2004 年)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 我が国からは、原材料の量的表示は消費者への情報提供の観点から重要であるが、全ての食品を対象とするのではなく、対象とする食品は各国に委ねる必要があることから、対象食品の要件としては個別の食品を特定する要件ではなく、一般的要件を参考に要件をなるべく簡素にまとめることとはどうかと提案。</li> <li>・ EC、メキシコ、ノルウェー等多くの国から、原材料の使用量表示を行うべき食品の要件についてさまざまな意見が出され、(b)については反対意見が多かったため削除するなどテキストを若干修正することとなった。</li> <li>・ 次回ホスト国のマレーシアを中心とした電子 WG で意見を集約し、コメントを求めるため step3 に戻すことが合意された。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 表示対象の拡大を検討</li> </ul>	<p>第 33 回会議 (H17 ; 2005 年)</p> <p>&lt;我が国の方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>原材料の量 (使用割合) に関する表示は消費者への情報提供の観点から重要であるが、例えば『おにぎり』の『米』のように、原料使用量が必ずしも重要な情報とは言えないものもあることから、全ての食品を対象とするのではなく、次の条件を満たすものに限定すべきとの従来の方針で対応する。</u></li> <li>・ 本会議に先立ち、事前にWGが開催され、詳細な議論が行われた。</li> <li>・ 本会議でも逐条ごとの検討が行われ、テキストの修正が行われた上で、step 5 に上げることになった。</li> </ul> <p>第 34 回会議 (H18 ; 2006 年)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議長より、本件に関しては昨年の第 28 回総会でステップ 5 に進めることのコンセンサスが得られなかったことが説明され、改正原案の中で [ ] 付きとなっている点について議論するということが提案された。</li> <li>・ 多くの国がそれぞれの考え方にに基づき意見を述べたが、進展が見られず、再び step3 へ戻し、次回部会の前に英国を議長として WG が開催されることとなった。</li> </ul> <p>第 35 回会議 (H19 ; 2007 年)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 昨年の第 34 回会合の改正原案において [ ] 付きで残っていた「健康増進又は消費者誤認防止に必要なもの」及び「果実、野菜、穀物、添加された糖類を示すもの」は、他のガイドラインでカバーすべきとの意見が多く、削除することが合意された。</li> <li>・ 表示が義務付けられる「用語、写真、絵又は図柄によって表示上で強調されているもの」は、「流通される国で消費者に誤認を与えない場合は適用しない」とする除外規定が追加され、「食品の特徴付けにとって必須であって、</li> </ul>

	<p>混乱を招くおそれのある他の食品と区別するために必要なもの」は、「流通される国の消費者が当該原材料が含まれていることを想定しており、原材料量的表示がなければ混乱を招くおそれがあるもの」という条件等が追加された。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・改正原案は step5 に進められることとなった。</li> </ul> <p>第 36 回会議 (H20 ; 2008 年)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・修正案では、最終製品に対する使用原材料の割合を表示することになっている (例 : 100 グラムのソースを作るのに 120 グラムのワインを使用する場合には、ワイン含有率 120% という表示になる) が、この表示は消費者に混乱を引き起こすことから、このような場合には、「最終製品 (ソース 100 グラム) を作るために必要な原材料の重量 (ワイン 120 グラム) を表示してもよい (may)」との規定を追加する案が了承されるとともに、記載をより明確にするための脚注の追加等の変更を加えた上で、第 31 回総会において最終採択に付されることとされた。</li> </ul>
・OIML の勧告に沿った修正	<p>第 37 回会議 (H21 ; 2009 年)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・米、ブラジルは作業の継続に反対、EC、マレーシア等は提案を実施した場合の食品表示おける影響を考慮する必要があると指摘</li> <li>・OIML が討議資料を作成し、次回会議で議論することとなった。</li> </ul>

(5) 誤認させる食品表示に関する討議資料

主な検討内容	各国の対応
・誤認しやすい上表及び誤認防止阻止の類型	<p>第 30 回会議 (H14 ; 2002 年)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・米国作成のペーパーに対し、オーストラリア、カナダ、アルゼンチン、ブラジル、タイ、CI 等、多くの国が食品表示部会で議論することに賛成。</li> <li>・オーストラリアを中心とする小規模なドラフト作成グループが各国コメントを求め、米国ペーパーの改訂版を作成し、このディスカッションペーパーについて、次回議論を引き続き行うことで合意した。</li> </ul> <p>第 31 回会議 (H15 ; 2003 年)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原則を作成するのは時期尚早であるが、更なる検討をすべき</li> <li>・誤認の認識は国によって異なる、またケースバイケースに判断すべき問題であることから、本作業は継続すべきでない</li> <li>・以上の議論から、豪州を中心に文書を改訂し、次期部会で本議題の継続・不継続について決定することとした。</li> </ul> <p>第 32 回会議 (H16 ; 2004 年)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・WG の報告を受けて、討議保留が合意</li> </ul>
・独立した議題ではなく、 くその他の事項>として 1 議題として検討	<p>第 34 回会議 (H18 ; 2006 年)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・カナダによる新たな展開提案があり、多くの国が論議に賛成</li> <li>・次回部会に、検討文書をカナダが用意する</li> </ul>

(6) 栄養及び健康強調表示に関連する広告の定義原案

主な検討内容	各国の対応
・健康・栄養強調表示に関する 関係する広告の定義について	<p>第 35 回会議 (H19 ; 2007 年)</p> <p>&lt;我が国の方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本件は、第 29 回総会において採択された新規作業である。我が国は、これまで、<u>栄養・健康に関する虚偽誇大広告から消費者を保護する観点から、栄養・健康強調表示の範囲に限定して、本部会が広告の定義を議論することの有用性を主張してきたところである。今回、カナダから提案されている広告の定義原案は、我が国の栄養・健康強調表示に関連する広告に対する考え方と概ね合致する内容であることから、基本的に本原案を支持する方向で、我</u></li> </ul>

	<p>が国の状況を考慮しつつ対応したい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本部会では、カナダが提案した広告の定義原案をベースとして議論され、カナダ提案は範囲が広すぎることで、また、本定義はあくまでも栄養・強調表示の使用のためのガイドラインの中での使用に限られるべきであるとの考えから、メキシコが新しい定義原案を提案し、他国からも明確化のための修正提案が行われた。</li> <li>部会は、本作業はあくまでも広告の定義を策定することであり、その定義は栄養・強調表示の使用のためのガイドラインの中での使用にとどまり、広告の規制などを議論するものではない旨を再確認し、新しく策定された定義原案をもって step5 に進めることを合意した。</li> </ul> <p>第 36 回会議 (H20 ; 2008 年)</p> <p>&lt;我が国の方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>我が国としては、<u>栄養・健康に関する虚偽誇大広告から消費者を保護する観点から、栄養・健康強調表示の範囲に限定して広告の定義を策定するよう対処してきたところである。本定義案を支持する方向で対応したい。</u></li> <li>議事録なし</li> </ul>
--	---

(7) 規格化された食品の一般名称の他の食品への使用に関する討議資料

主な検討内容	各国の対応
<p>・コーデックス規格や各国の規格で定義された食品名 (食品の一般名称、例: apple juice) を改変した名称 (例: apple juice drink) を元の定義にあわない食品に使用していることが多いことから、消費者の混乱等を防ぐための文書の作成 (新規作業) が必要ではないかとの問題提起があった。これを受け、新規作業の方向性等を検討するための討議資料を作成するため、前回、栄養価の違い等に関する検討範囲を絞った電子作業部会が設立されたものである。</p>	<p>第 35 回会議 (H19 ; 2007 年)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>議事録なし</li> </ul> <p>第 36 回会議 (H20 ; 2008 年)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>電子作業部会報告では、食品の一般名称を一部の栄養成分の量を変更し栄養価が異なることとなった他の食品 (新食品) に使用する場合に、消費者の誤認等を招かないため満たすべき条件を提示するための包装食品の表示に関するコーデックス一般規格の改定すべき方向性及びこれを基とした新規作業の提案が含まれていた。</li> </ul> <p>しかしながら、食品の一般名称を新食品に用いる場合は、その食品に不可欠な特徴を新食品でも維持することを原則としながら新食品にはある程度の多様性を認める複雑さや、国ごとに受け入れ可能な多様性が異なることから、食品ごとのアプローチが必要であるとの意見が多く、今回の報告を基とした新規作業の提案を総会へ提出することについては合意が得られなかった。このため、特に今回問題提起された作業範囲の明確化や他のコーデックス規格への影響を検討するため、再度電子作業部会が開かれることとなった (我が国も参加予定)</p> <p>第 37 回会議 (H21 ; 2009 年)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>カナダが討議文書を紹介、WHO の世界戦略の関係との重要性から新規作業とすることを主張し、米、マリ、ブラジル等が支持</li> <li>EC、スーダン等が反対したことから、作業の中止も継続も合意が得られなかった</li> <li>次回部会で電子作業部会の設置について議論し、詳細な議論については第 39 回まで延期することとなった。</li> </ul>

◆ 検討終了した議題

(1) 包装食品の表示に関する一般規格 (クラスネーム) の修正案

主な検討内容	各国の対応
<p>・分類名 (クラスネーム) 名称を milk protein</p>	<p>第 30 回会議 (H14 ; 2002 年)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>“milk protein products” と “milk protein” の二つに分けることを支持 (タ</li> </ul>

products / milk protein と二つに分けるか単一 でよいとするか ・「乳たんぱく」の定義と してたんぱく含有量を 30・35・50%のどれに するか	イ、インドネシア) ・単一の分類名でもよい (インド、タイ、フィリピン、スペイン) ・step3のまま、“milk protein” のたんぱく質の適切な含有量について、さら に各国の意見を聞いて次回部会で検討する。 第 31 回会議 (H15 ; 2003 年) ・乳たんぱく (Milk Protein)” の定義として、たんぱく含有量は 50% とする こととし、step8 として総会にかけることとなった。
--	---

## (2) 栄養表示のガイドライン (栄養素リスト) に関する修正素案

主な検討内容	各国の対応
・栄養に関する表示が適用 さえる場合の必要な表 示項目 (栄養成分の量) (特に、糖類、食物繊維、 不飽和脂肪酸、トランス 脂肪酸、ナトリウムの取 扱について議論)	第 30 回会議 (H14 ; 2002 年) ・ 3.2.2 章について、これを不要とする意見 (マレーシア等)、トランス脂肪酸 について、科学的根拠が十分でないとする意見、糖類は 3.2.2 章の成分に加 えるべきでないとする意見等、多くの意見が表明された。 ・結果的には、3.2.2 章をカナダの修正案に基づき整理し、全体の [] を外し てトランス脂肪酸を [] とし、step 5 へ進めることとした。 ・ 3.2.2 章に関し、日本は、各国の規定で義務的に表示することとしている栄 養成分が 3.2.2 章で規定する栄養成分と重複する場合、当該成分について、 3.2.2 章の規定の適用が除外されるか否かについて確認。部会では、除外さ れるとの見解が示された。 第 31 回会議 (H15 ; 2003 年) ・ 3.2.2 (砂糖、食物繊維、飽和脂肪酸、ナトリウムについて、いずれかを書く 場合は全てを書かなければならない等) について、「不要である」、「原案で よい」との意見が出された。議論の結果、妥協案として「特定の栄養素を任 意に表示する場合は、各国政府の法律で他の栄養素の表示も義務づけるこ とができる」等で合意された。 ・ 3.2.6 (ビタミン及びミネラルについては、必要 1 日摂取量の 5% 以上の場合 に限る等) について、「5% 以上を 15% 以上に引き上げるべき」、「5% 以上 を維持すべき」との意見が出された。議論の結果、原案を維持することとし したが、併せて、CCNFSDU (栄養特殊栄養用途食品部会) に対して、意味の ある量という観点からは何% が適当なのかどうか、求めることとした。 ・以上の結果、step 8 として総会に諮ることとした。

## (3) 健康強調表示の使用に関する勧告案

主な検討内容	各国の対応
・食品への健康強調表示 (健康の維持増進に役 立つ旨や疾病に関する 危険度の低減に役立つ 旨の表示) (特に、健康 強調の内容 (定義、健康 強調が許される状況) に ついて議論)	第 30 回会議 (H14 ; 2002 年) ・テキストの健康強調表示は栄養機能、疾病リスク低減とその他の 3 基本構成 だが、特に疾病リスク低減表示は各国の健康事情、医薬品と食品の関係によ り、また人体による科学的立証が必要、消費者ミスリードの問題等が提起さ れ、執行委員会に判断を求めることになった。 ・年少幼児向け製品の健康強調、疾病リスクの低減強調及び広告 (心理的) 機 能に関する意見を踏まえ、括弧をつけ step5 へ進める。 ・栄養及び特殊用途食品部会 (CCNFSDU) が健康強調の科学的基礎となる判 断基準を発展させるための作業について、健康強調の定義の進展を踏まえ て、再開するよう求めることで合意。 ・日本は時期尚早として否定的立場。 ・次回部会の前に、step をさらに進めるため、WG を開催して議論することと された。 第 31 回会議 (H15 ; 2003 年)

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前回かぎ括弧のついた“乳幼児用食品への〔栄養〕強調表示の禁止”、“〔その他〕機能表示”、“その他機能としての〔心理的機能〕”の3点を中心に、事前に行われたWGでの検討結果をもとに論議された。</li> <li>・WGで本ガイドラインの対象に「広告」を新たに加えるかについて、「追加に反対」、「追加に賛成」との意見が対立し、結論としては「広告」を含めることとした。</li> <li>・以上の結果、step 8として総会に諮ることとした。</li> </ul>
--	---

#### (4) 健康と栄養強調表示の使用に関するガイドライン案

主な検討内容	各国の対応
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「広告」をガイドラインの対象とすることについて</li> </ul>	<p>第 32 回会議 (H16 ; 2004 年)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・昨年(2004年)の第 26 回コーデックス委員会総会において、本ガイドライン案 Paragraph 1.1 の適用範囲として広告を含めることに意見の一致が得られないものとして、ステップ 6 に差戻しとされたものである。</li> <li>・米は「広告」を本部会の権限に含めることに疑問を提示したが、本ガイドラインは消費者への適切な情報提供に資するとの認識。日本、カナダが支持表明。</li> <li>・多くの政府、国際組織は、「広告」は当部会の権限内であるとした。</li> <li>・EC は「広告」は当部会の権限内であるとし、妥協案を提案、多くの EU 加盟国がこれを支持。</li> <li>・議論の結果、本部会は Paragraph 1.1 を修正し、本ガイドライン案を step 8 に進めることとした。</li> </ul>

#### (5) 原産国表示に関する検討資料

主な検討内容	各国の対応
<ul style="list-style-type: none"> <li>・包装食品表示一般規格 4.5 「原産国」の見直しの要否に関して</li> </ul>	<p>第 30 回会議 (H14 ; 2002 年)</p> <p>&lt;我が国の方針&gt;</p> <p>(1)原産国表示は、消費者にとって、商品の品質を判断し、適切に商品を選択するために重要な情報である。このため、日本では、全ての生鮮食品について原産地(国)表示を義務づけている。また、輸入した加工食品についても、原産国表示を義務づけているほか、一部の加工食品については、主要原料の原産国表示を義務づけている。(ただし、消費者が感心を有する食品、原材料は、食生活の形態が相違することから、各国によって異なる)</p> <p>(2)原料の原産国が最終製品の品質に与える影響は製品によって異なるが、加工度が低く原料が原形をとどめているような食品については、原料の原産国に関する情報を表示することは有益であると考えられる一方、製造業者にとっては、原料原産国表示の実施の対象範囲及びその方法によっては、正しい表示を行うことが困難であったり、多大な経済的負担が強いられる可能性がある。(表示に要する新たな経済的負担は結果的に消費者に転嫁)</p> <p>(3)このため、原料原産国表示については、消費者が適切に商品を選択するため、どのような品目について原料原産国表示が必要か、また、製造・流通の実態から信頼性のある原料原産国表示の実施が可能か、表示方法はどうかという観点から、その実施について検討する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規作業として取り上げることとして第 49 回執行委員会に提案したが、執行委員会では新規作業とすることが認められなかった。</li> <li>・原産国表示の規定については、現在の規格では消費者の要望には対応できないため、見直すことが必要。(EU 諸国、韓国、マレーシア、グリーンピース、CI)</li> <li>・原産国表示については、実効性に問題があり、規定を見直す必要がない。(米</li> </ul>

	<p>国、カナダ、中南米諸国、豪州、ニュージーランド、ケニア、製造業者団体)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本は、立証の困難さに注意を払う必要があるが、消費者保護の観点から現行規定の見直しを支持。</li> <li>・step にあげることはしないが、議題には残し、引き続き事務局ディスカッションペーパーへのコメントを求めることとした。</li> </ul> <p>第 31 回会議 (H15 ; 2003 年)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規作業として取り上げることについてコンセンサスが得られなかったとして、作業を継続しないこととされたが、第 26 回総会では我が国をはじめ作業の継続を求める意見が出され、引き続き検討を継続することとなった。</li> <li>・作業を継続すべきとの立場…日本、オランダ、韓国、ノルウェー、スウェーデン、スイス、フランス、消費者団体等</li> <li>・現行規定でよいとの立場…南アフリカ、アルゼンチン、バルバドス、ケニア、米国、豪州、ブラジル、ボリビア、メキシコ、インド、エジプト、製造者団体等</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・作業継続の是非について</li> </ul>	<p>第 32 回会議 (H16 ; 2004 年)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・我が国からは、原料を含む原産国表示への消費者の関心が高まっていること、特に原料の原産国が製品の品質に大きく関連すると考えられているような食品については重要であり、我が国ではそのような観点から検討を進めていること、必要があれば我が国の選定プロセス等について紹介する旨を発言し、原料原産地の表示も含め本議論の開始を強く求めた。</li> <li>・作業を進めるべきとする意見と、不要とする意見が対立</li> <li>・作業を進めるべき (スイス、EU 諸国、日本、韓国等)</li> <li>・不要である (米国、カナダ、豪、ニュージーランド、アフリカ、アジア諸国)</li> <li>・本部会としては部会の議論の状況を次回総会に報告し、結論を総会に委ねることが合意された。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「現行規定で十分であるか」、「現行規定の解釈に困難はあるか」について議論</li> </ul>	<p>第 33 回会議 (H17 ; 2005 年)</p> <p>&lt;我が国の方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・我が国は、輸入品については、<u>現行規定に則って原産国表示の制度を実施しているところであるが、国産品についての取り組み及び新規作業に反対している国々の指摘（食品の安全問題ではないこと、制度が複雑で実行不可能であること、或いは莫大なコストを要するものであり貿易上の障壁となること等）を踏まえ、対応する。</u></li> <li>・EC 諸国とスイス、ノルウェー、韓国が改正を求めたものの、途上国をはじめその他の多くの国が、現行規定で十分であり改正不要との立場を示した。</li> <li>・我が国からは、現行規定には各国の解釈に委ねている部分があり、各国の取り組みには差異があることを具体的に紹介した上で、各国の解釈が妨げられないのであれば、現行規定のままでも問題は生じない旨発言した。</li> <li>・検討の結果、原産国規定の改正作業は中止されることとなった。</li> </ul>

## (6) 表示とトレーサビリティ/プロダクト・トレイシングに関する検討

主な検討内容	各国の対応
<ul style="list-style-type: none"> <li>・コーデックス委員会の他の委員会から付託された事項で、表示部会で検討を行うかについて議論</li> </ul>	<p>第 31 回会議 (H15 ; 2003 年)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定義が決まっていないこと、CCGP (一般原則部会) 及び CCFICS (食品輸出入認証システム部会) で検討を行っていることから、その検討を待つべきとする意見と、トレーサビリティは、安全と表示等の両面から重要で、当部会で積極的に検討すべきという意見が対立した。</li> <li>・EU・スイス・消費者 NGO は表示部会でも進めるべきと主張</li> <li>・日本は一般原則部会が主体的に検討するべきであるが、表示部会でも安全性と消費者への情報提供という両面から積極的検討を行い、一般原則部会にインプットすべきとの見解を示した。</li> <li>・以上の議論から、次期部会で更に検討を継続することとした。</li> </ul> <p>第 32 回会議 (H16 ; 2004 年)</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直前に開催された一般原則部会（CCGP）において検討され、定義が採択された。</li> <li>・今後の議題から削除で合意</li> </ul>
--	--

(7) 広告に関する討議資料

主な検討内容	各国の対応
<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康及び栄養強調表示に関する広告の定義について</li> </ul>	<p>第 33 回会議（H17；2005 年）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定義不要、必要との対立となり、詳細論議は次回に行うこととなった。</li> <li>・定義不要：米国等、定義必要：日本、EC 等</li> <li>・産業界 NGO からは、ICBA、IFCGA、ICGMA が定義不要との発言</li> </ul> <p>第 34 回会議（H18；2006 年）</p> <p>&lt;我が国の方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>前回本部会では、広告は各国が規制すべきものであり、本部会で議論すべきでないという意見と、食品広告が世界規模になっている現状に鑑み、消費者保護の観点から、本部会で討議すべきとする意見が示された。我が国は、後者について、「栄養・健康強調表示の使用のためのガイドライン」における広告の定義に限って議論すべきとして支持しており、本部会においても同様の方針で対応したい。</u></li> <li>・広告の定義を本部会で検討することについては、数カ国が賛成したが、米国等は各国で定めるべきであると主張した。また、広告の定義を「栄養・健康強調表示の使用のためのガイドライン」若しくは「包装食品の表示に関する一般規格」に盛り込むべきかについても意見が分かれた。</li> <li>・我が国は、栄養・健康に関する虚偽誇大広告から消費者を守る観点から、栄養・強調表示の範囲内で本部会が広告の定義を議論することの有用性を主張する一方で、具体的な広告規制は各国に委ねるべきであると述べた。また、広告は栄養・健康表示と同様の原則に従うべきであり、広告に関する単独のガイドライン作成は不要と主張した。</li> <li>・部会は、健康・栄養強調表示に係る広告の定義の検討を新規作業とすることについて、第 29 回総会の承認を求めることとなった。</li> </ul>

(8) トランス脂肪酸の定義に関する検討

主な検討内容	各国の対応
<ul style="list-style-type: none"> <li>・栄養・特殊用途食品部会において作成されたトランス脂肪酸の定義について</li> </ul>	<p>第 33 回会議（H17；2005 年）</p> <p>&lt;我が国の方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>「包装食品の表示に関する一般規格」には、これまで個別の栄養素の定義は含まれておらず、トランス脂肪酸の定義もここにはなじまないと考えるが、トランス脂肪酸の定義案を「栄養表示に関するガイドライン」に収載することについては、支持する方向で対応したい。</u></li> <li>・修正されたトランス脂肪酸の定義案を収載するために、「栄養表示に関するガイドライン」及び「包装食品の表示に関する一般規格」を改訂することが、第 28 回総会に新規作業として承認された。</li> </ul>

(9) トランス脂肪酸の定義原案

主な検討内容	各国の対応
<ul style="list-style-type: none"> <li>・栄養・特殊用途食品部会において作成されたトランス脂肪酸の定義原案について</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第 34 回会議（H18；2006 年）</li> <li>・我が国は、定義原案に賛成するとともに、定義を収載する文書は栄養表示に係るガイドラインのみとすること、また、表示については各国の規制に委ねている同ガイドラインの記述を変更しないことを主張した。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ EC は、「新たな科学的データが得られた場合は、定義の変更を提案することができる」旨の脚注を追加することを提案した。</li> <li>・ 定義原案の修正の意見もあったが、議長は定義原案が栄養・特殊用途食品部会で議論されてきた背景を強調し、定義原案は、脚注を追加した上で step5 として第 29 回総会の採択を求めることとされた。</li> </ul>
--	---

◆その他の事項

主な検討内容	各国の対応
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広告に関する討議資料</li> </ul>	<p>第 32 回会議 (H16 ; 2004 年)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 米国からの提案で広告に関する討議資料をこの議題で議論することとなった。第 26 回コーデックス委員会総会において、本部会に対して健康及び栄養強調表示に関する広告の定義付けを検討することが求められた。そこで、カナダが広告に関する討議用資料を作成し、1984 年の FAO と WHO の勧告の内容を踏まえ、表示を補足した広告の定義と当部会の所掌に関する問題を整理した。</li> <li>・ 米国は、本部会の所掌はあくまで “studying problems associated with advertising” であるとし、広告に関する独自の規格を作成すべきか否か、総会に諮る必要があると強調した。また、更なる検討を行う前に、広告に関しての法的・現実的な問題について慎重に議論すべきであることを指摘した。</li> <li>・ いくつかの国とオブザーバーは、総会の要請に基づいて健康及び栄養強調表示に関する広告の更なる検討を行うことを支持した。</li> <li>・ 一方、いくつかの国は、現段階で決定を下すのは時期尚早であり、この複雑な問題については、各国レベルで慎重に議論する必要があるとの意向を示した。</li> <li>・ 本部会は、結論が得られないとしたが、総会からの要請に応えるべく、さらに広告についての議論を行う必要があるとし、カナダの作成した討議用資料に対する各国の意見を求め、健康及び栄養強調表示に関する広告の定義付けを優先事項として、次回の本部会の個別議題として広告の議論を行うこととした。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 南アフリカよりの提案</li> </ul>	<p>第 32 回会議 (H16 ; 2004 年)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食品あるいは栄養の意味を問う興味ある提案であるが、日本を含め多くの国が反対を表明し、作業は進めないことで合意した。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ NRVs に関するスイスよりの提案</li> </ul>	<p>第 32 回会議 (H16 ; 2004 年)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ビタミン・ミネラルサプリメントの表示規則とも関わることから、当部会から、栄養・特殊用途食品部会に対して、討議を要請する提案であるが、事務局より、本テーマについては、次回第 26 回栄養・特殊用途食品部会で討議することが合意されている旨報告があった。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新規作業の提案：有機食品の生産、加工、表示及び流通に関するガイドライン付属書 2 表 2 からのロテノンの削除又は使用の限定について</li> </ul>	<p>第 35 回会議 (H19 ; 2007 年)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第 34 回部会において、我が国は、有機の原則に合致しないとして、農薬のロテノンを有機食品の生産、加工、表示及び流通に関するガイドライン中の使用許可資材から外すこと又は水系に入らないように限定をすることを提案し、今回部会に科学的データを追加して再提案することが要請された。</li> <li>・ 我が国が追加データとともに提案した内容に対し、ニュージーランド等からの支持は得られたものの、各国による内容の事前の精査を可能にするため、次回会合前に代替資材のデータを追加して討議資料として配布の上、新規作業として採択するか次回会合において議論することとなった。</li> </ul>
	<p>第 37 回会議 (H21 ; 2009 年)</p> <p>○有機食品の生産、加工、表示及び流通に関するガイドラインのセクション 8-1 の定期的見直しのプロセスの作成について (アメリカ合衆国からの提案)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支持する意見もあったが、プロセス作成は不要 (イタリア)、4 年毎の見直しは期間が長すぎる (EC、オランダ等) との意見から、次回部会までに、米国が討議文書を作成して議論することとなった。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>○有機食品の生産、加工、表示及び流通に関するガイドラインの付属文書2に、spinosad、potassium bicarbonate と copper octanoate の3つの新規物質の追加（ECからの提案）</li> <li>・付属文書2の追加についてはロテノンを最後とすることが合意されていること、ガイドラインのセクション5.1のクライテリアに合致しているかどうかを示す情報がないことから、科学的根拠が示されるまで新規作業とはしない。</li> <li>○有機製品に不正疑い事例があった場合の情報交換について（ECからの提案）</li> <li>・ECが次回までに討議資料を作成し議論することとなった。</li> <li>○エネルギードリンクの誤解を招く名称について（ナイジェリアからの提案）</li> <li>・新規作業は不要であるとの結論が出ていることが指摘されたが、ナイジェリアが IACFO と討議文書を作成し、次回会合で議論することとなった。</li> </ul>
--	--

## CODEX「栄養・特殊用途食品部会」におけるWHOの健康・栄養戦略の検討状況

	栄養・特殊用途食品部会
2005年	<p>【第27回会議】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●WHO は、WHO と FAO が設立する電子フォーラムへの参加を奨励した。このフォーラムは CCNFSDU が検討すべき分野の設定、コメント、討議を行い、以下の内容を含む(CRD23)とした。             <ol style="list-style-type: none"> <li>1) DPAS の目的達成に障害となるおそれのある現行規格の評価</li> <li>2) DPAS に関連する新規あるいは改訂規格、ガイドライン、勧告の検討に必要な FAO と WHO による科学的アドバイスに関する提案</li> <li>3) DPAS 達成に寄与する可能性のあるコーデックスの責務として扱う消費者情報</li> <li>4) 栄養に対するリスク分析の適用</li> </ol> </li> <li>●WHO は電子メールなどを通じて集めたコメントをもとに、2006年7月にCACに対し進捗状況の報告を行う。</li> </ul>
2006年	<p>【第28回会議】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●第29回コーデックス委員会総会において同実行計画案提出の遅れが確認され、同計画案が栄養・特殊用途食品部会会議に討議資料(CL 2006/44-CAC)として提出された。同部会に対する検討要請は以下のとおり。             <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ B. CCNFSDU is requested to consider the following proposals for action:                 <ol style="list-style-type: none"> <li>1. Nutrition Labelling                     <ol style="list-style-type: none"> <li>1.1 Develop Nutrient Reference Values for nutrients that are associated with both increased and decreased risk of noncommunicable diseases.</li> </ol> </li> <li>2. Nutrition Claims                     <ol style="list-style-type: none"> <li>2.1 Develop conditions for nutrient content claims for trans-fatty acids and include restrictions on both saturated and trans-fatty acids in the conditions for both content claims and comparative claims for saturated acids and trans-fatty acids.</li> </ol> </li> <li>3. Production and Processing Standards regarding the Nutritional Quality and Safety of Foods                     <ol style="list-style-type: none"> <li>3.1 Review the needs for guidelines intended for governments on the use of sound nutrition principles in the production, processing and formulation of foods based on the population nutrient intake goals of 2002 Expert Consultation (Diets, Nutrition and Prevention of Chronic Diseases, The Report of Joint WHO/FAO Expert Consultation: WHO Technical Report Series No.916).</li> </ol> </li> </ol> </li> </ul> </li> <li>●栄養・特殊用途食品部会の動き             <p>栄養表示              栄養表示に関する勧告:非感染性疾患リスクの増大と抑制に関連する栄養素について、NRV(栄養素参照量)を設定すること。              会議では、ビタミン及びミネラル類のNRV改訂について検討を進めること、栄養表示に関するガイドラインのNRVリストを改訂・拡大し、非感染性疾患リスクの増大・抑制に関連のある他の栄養素を含めるか否かについてCCFLに助言を求めることで合意が得られた。他の栄養素を含める場合は、次の会議において、関連栄養素を含めるべくリストの改訂・拡大に関する新規作業について検討を行う予定である。</p> <p>栄養強調表示(トランス脂肪酸)              会議では、トランス脂肪酸に関する強調表示の条件を設定し、飽和脂肪酸及びトランス脂肪酸に関する比較強調表示の条件に制限を設けるか否かが検討された。その結果、この領域における作業開始について、加盟国の賛同は得られなかった。</p> </li> </ul>

	<p><b>食品の栄養品質と安全性に関する生産・加工規格</b></p> <p>カナダ代表団から活動案5.1に対する支持が表明され、1997年にCACによって廃止されるまで手続きマニュアルに含まれていた「食品規格その他のコーデックス文書に栄養品質規定を含める際のコーデックス部会の利用に関するガイドライン」の再検討・再設定を求めるFAO/WHOの勧告について、同代表団から賛同意見が出された。これに対して、EC代表団からは、上記ガイドラインの正確な目的と利用内容を明確にすべきである、という見解が示された。他の代表団からも、上記提案の性質と適用範囲をもう少し明確にする必要があり、各国における栄養政策と上記提案の関係について詳しく議論すべきである、という意見が出された。その結果、会議では、こうしたガイドラインの作成について詳しく説明した文書をカナダ代表団が作成し、次回会議で検討することで合意が得られた。</p>
2007年	<p><b>【第29回会議】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●食品表示部会に対する動き <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 食品表示部会に対して、非感染性疾患(non communicable diseases)のリスクに関連してNRVリストの他の栄養素(ビタミン、ミネラル以外の)への拡大等の助言を求めることで合意</li> <li>✓ 栄養強調表示の基準において、トランス脂肪酸の強調表示の基準あるいは飽和脂肪酸及びトランス脂肪酸の比較強調表示の制限に関する基準を検討すべきとの提案があったが、部会としての合意は得られなかった</li> </ul> </li> <li>●第35回食品表示部会 <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 栄養表示ガイドラインの目的の項の修正に対し十分な指示が得られなかった</li> <li>✓ 栄養表示の義務化、栄養表示に際して必須な栄養成分を拡大する件、栄養表示の形式について、新たな作業としての結論は得られなかった</li> <li>✓ トランス脂肪酸の栄養強調表示に関する新規作業の合意には至らなかった</li> <li>✓ 現行のNRV(ビタミン、ミネラル、たんぱく質)リストの改定に関する第28回栄養・特殊用途食品部会(2006)からの助言要請について、リストの拡大についての結論には至らなかった</li> <li>✓ 食品表示部会としては、次回部会会議(2008)の直前に作業部会会議を開催し、活動計画面案に含まれた全ての項目について検討予定である</li> </ul> </li> <li>●栄養・特殊用途食品部会の動き <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 表示部会の取り組みに関する報告を受け、作業部会の設置を合意(第30回CCFNDSU部会会議、2008年11月1日の予定)</li> <li>✓ 作業内容; <ul style="list-style-type: none"> <li>・栄養・特殊用途食品部会の職務としての視点から、作業部会(WG)は、WHO世界戦略の実現に関わる、以下の問題について、CCFNDSUとして取り組むべき作業を検討する</li> <li>・栄養摂取基準(NRVs)、健康強調表示、及びその他、WHO世界戦略に関わるあらゆる事項</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>
2008年	<p><b>【第30回会議】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●次回、本会議の直前に米国による作業部会を開催し、以下について検討する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・非感染性疾患(NCD)のリスクと関わりのある栄養素のNRVの設定のための原則および適用基準の策定</li> <li>・合意された原則および適用基準に基づき、NRVを設定する栄養素を選定し優先順位付け</li> </ul> </li> <li>●タイおよび米国が、各国コメントと共に次回会議に資するために、本案件についての背景文書を次回会議に十分前もって準備、回付することを合意した。</li> </ul>
2009年	<p><b>【第31回会議】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●前回の部会において、非感染性の病気に関連した栄養素の栄養参照量(NRV)に関する新規作業が提案され、今次会合前に、アメリカとタイを議長国とする物理的作業部会を行うこととしていたもの。</li> <li>●アメリカが会期直前の物理的作業部会の議論を紹介し、用意された新規作業提案ドキュメント(CRD1、附表2)について議論された。</li> <li>●飽和脂肪酸については、マレーシアが含めるべきではないと主張し、さらに、どの栄養素を対象とするかは食品表示部会(CCFL)が判断すべきという意見もあった。NRVの定義については、CCFLに付託することとした。</li> <li>●今後、アメリカ、タイおよびチリを議長国とした電子作業部会を立ち上げて一般原則等について、議論をすすめ、次回部会においてステップ3で議論するための資料を作成することとされた。また、ビタミンとミネラルについてのNRVとあわせて、次回部会に先立ち、物理的作業部会を開催することとなった。</li> </ul>